

# 厚生労働大臣が定める揭示事項等

1. 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 2. 診療日及び診療時間

\* 月～金：＜訪問診療＞ 9:00～12:00、13:00～17:00      ＜外来（予約制）＞ 12:00～13:00

## 3. 厚生労働大臣が定める施設基準届出一覧

- 時間外対応加算 1
- 在宅支援診療所 2
- 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 機能強化加算
- 在宅データ提出加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料 I

## 4. 意思決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

## 5. 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望

されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 6. 一般名処方加算について

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋に医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する場合があります。ただし、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。お薬についてご不明・ご心配事がありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

## 7. 機能強化加算について

当院では地域において包括的な診療を担う医療機関としての体制を整えています。

詳細については当院ホームページのトップページにあります「かかりつけ機能についてお知らせ」をご参照ください。

## 8. 長期収載品の選定療養について

令和 6 年度の診療報酬改定に基づき、長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に、選定療養費として自己負担が発生いたします。ただし、医療上必要があると医師が判断した場合は、自己負担は発生いたしません。

詳細は以下 URL をご参照ください。

（厚生労働省 HP） [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

## 9. 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証を通して患者様の診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

## 10. がん性疼痛緩和指導管理料

当院は、がん緩和ケアの経験を有し研修を受けた医師ががん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者様に対し計画的な治療管理・療養上必要な指導を行った場合に所定の点数を算定しております。

## 11. 外来・在宅ベースアップ評価料 I について

当院では 2026 年 3 月より「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定し、その一部を患者様にご負担いただいております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます

(厚生労働省 HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001303600.pdf>